

南九州市出会い応援事業補助金交付要綱（平成25年南九州市告示第35号）

（趣旨）

第1条 この告示は、民間の非営利団体又は複数の企業等の連合体（以下「補助事業者」という。）が実施する結婚を望む若者を応援するための「出会い応援事業」のうち、市長が認める事業に要する経費に対して、南九州市出会い応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 この告示において「出会い応援事業」とは、結婚を望む独身男女が参加交流し、その後の交際につながる出会いの場を提供する事業をいう。

2 出会い応援事業のうち、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、国、県又は市の他の補助事業として採択された事業を除く。

- (1) 民間の非営利団体が、20歳以上の独身者を対象に、1回のイベントにつき、公募により募集定員20名以上で実施する事業
- (2) 複数の企業等が自社で雇用している独身者を対象に、募集定員20名以上で共同して実施する事業。ただし、営利活動につながるものを除く。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付対象とする補助事業者の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 民間の非営利団体

ア 本市に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。

イ 団体として独立した経理を行っていること。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

エ 特定の公職者（候補者を含む。次号において同じ。）又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的とした団体でないこと。

(2) 複数の企業等の連合体

ア 申請者は、補助事業の共同実施に当たり、他の企業等から代表を委任された企業等であること。

イ 本市に事業所を有すること。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

エ 特定の公職者又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的とした団体でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる額（当該額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）のうち最も少ない額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 前項に規定する補助限度額

(2) 前項の規定により算出した補助対象経費の総額

(3) 事業に要する経費から参加費及びその他の収入の総額を控除した額

（補助事業の実施）

第5条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の実施に当たっては、規則並びにこの告示及び関係する法令を遵守すること。

(2) 補助事業の実施に際し、参加者から参加費を徴収する場合は、当事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加費を設定すること。

(3) 補助事業の内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。

(4) 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する行為を行わないこと。

(5) 補助事業を安全に実施するために、事故防止に万全を期すこと。

(6) 補助事業に関する参加者からの苦情等には、責任と誠意を持って対応すること。

(7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（企画提案書の提出）

第6条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、南九州市出合い応援事業企画提案書（別記様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第14条に定める実績報告書は、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

（個人情報の保護）

第8条 補助事業の実施に当たって、知り得た個人情報は、補助事業者の責任の

下で厳重に管理し，本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 補助事業者は，個人情報の保護について，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び南九州市個人情報保護条例（平成19年南九州市条例第13号）に規定する内容を遵守しなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，平成25年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

| 1 補助対象経費                                     | 2 補助限度額                        |
|----------------------------------------------|--------------------------------|
| 報償費，旅費，需用費（食糧費及び賄材料費を除く。），役務費，委託料並びに使用料及び賃借料 | 第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業<br>10 万円 |
|                                              | 第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる事業<br>5 万円  |

補助対象経費一覧

| 経費区分     | 内容                                                                |                                                                      |
|----------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 報償費      | 報償金                                                               | 講演会又は講習会等の講師に対する謝礼<br>施設利用等に対する謝礼<br>謝礼品等感謝の意を表し贈呈するための物品（報償物品）の購入経費 |
|          | 賞賜金                                                               | 副商品の購入経費<br>コンクール等入賞者の賞金                                             |
| 旅費       |                                                                   | 補助事業者（スタッフ）の補助事業の運営に要する交通費及び宿泊料                                      |
| 需用費      | （短期間の使用若しくは 1 回の使用で消費されるもの，毀損しやすいもの又は著しく長期間の保存にたえないものの類の取得に要する経費） |                                                                      |
|          | 消耗品費                                                              | 文具類                                                                  |
|          | 燃料費                                                               | 事業に使用するバス等の燃料等                                                       |
|          | 印刷製本費                                                             | 印刷代又は写真現像<br>焼付引伸料，製本代等                                              |
|          | 光熱水費                                                              |                                                                      |
|          | 医薬材料費                                                             | 包帯，消毒薬等                                                              |
| 役務費      | 通信運搬費                                                             | 電話又は電話架設料（補助事業に使用するため新設したものに限る。）<br>運送荷造料（人夫賃及びこん包材量費を含む。）           |
|          | 広告料                                                               | 新聞広告料，テレビ・ラジオ等による広告料                                                 |
|          | 手数料                                                               | 送金手数料等                                                               |
|          | 保険料                                                               | 損害保険の保険料等                                                            |
| 委託料      | （補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であるものが対象）                         |                                                                      |
|          |                                                                   | ポスターの図案作成又はパンフレットの作成<br>テレビの放送料<br>旅行の企画，手配等                         |
| 使用料及び賃借料 | （一般に賃貸借契約に基づいて，その対価として支払われる経費）                                    |                                                                      |
|          |                                                                   | 土地，建築物，施設，会場等の不動産又は自動車，機械類，事務用機器等の借上げ<br>著作権等の権利の使用<br>施設の入場料等       |

- 備考 1 補助対象経費の内容は，一例とする。
- 2 次の 5 つの経費は，補助対象経費とは認めない。
- ・ 補助事業と直接関係がない団体の恒常的な運営経費
  - ・ 団体の内部の者に対する謝金及び委託料
  - ・ 補助事業終了後も団体の財産となる備品購入費
  - ・ 飲食又は宿泊を伴う企画における参加者の飲食費及び宿泊費並びにスタッフの飲食費
  - ・ 参加者の飲食代がイベント体験料に含まれており，これらを分けることができない場合の当該体験料

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
- 2 暴排条例第13条又は第14条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み，法人以外の団体にあっては，代表者，理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず，暴力団又は暴力団員等に対して，金銭，物品その他財産上の利益を与え，又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し，又は関与したとき。
- 8 業務に関し，暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら，これを利用したとき。
- 9 その役員が，自己，その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り，又は第三者に損害を加えることを目的として，暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記様式（第 6 条関係）

年 月 日

南九州市長

様

団体名

団体住所

代表者職氏名

印

生年月日

電話番号

南九州市出合い応援事業企画提案書

年度南九州市出合い応援事業を実施したいので、南九州市出合い応援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、企画提案書を提出します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の名称及び内容

(1) 事業名称 ( )

(2) 内容

3 添付書類

(1) 事業計画書（別紙 1）

(2) 収入支出予定額内訳書（別紙 2）

(3) 南九州市出合い応援事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項及び第 2 項の要件を満たすことを示す書類

(4) 法人にあっては定款又は寄附行為、任意団体にあっては会則、役員名簿及び当該団体の活動内容が分かるもの

(5) (1)から(4)までに掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

4 担当者連絡先

住所

氏名

電話番号

FAX番号

e-mail

別紙 1 事業計画書

1 事業の実施方針

2 事業計画

(1) 事業全体のスケジュール

事業開始予定年月日                      年        月        日

事業終了予定年月日                      年        月        日

(2) イベントの概要

|           |     |      |  |
|-----------|-----|------|--|
| イベント名     |     | 参加費  |  |
| 募集対象      |     | 募集定員 |  |
| 当日のスケジュール |     |      |  |
| 時 間       | 内 容 | 場 所  |  |
|           |     |      |  |

(3) 広報計画

|      |      |        |
|------|------|--------|
| 広報手段 | 広報期間 | 広報対象地域 |
|      |      |        |

(4) 事業実施体制（スタッフ同士の役割分担及び指揮命令体系，委託先等との役割分担等について記入してください。）

(5) 参加者同士が交流しやすくするために工夫する点

（注）追加説明が必要な場合は，別紙（A 4 サイズ，形式自由）を添付してください。

別紙 2 収入支出予定額内訳書

1 収入の部 (単位：千円)

| 区 分      | 予 算 額 | 備 考 |
|----------|-------|-----|
| 補 助 金    |       |     |
| 参 加 費    |       |     |
| 団体の自己負担金 |       |     |
| 寄附金その他   |       |     |
| 合 計      |       |     |

2 支出の部 (単位：千円)

| 支出経費区分       | 予算額 | 積算内訳 | 備考 |
|--------------|-----|------|----|
| 補助対象経費       |     |      |    |
|              |     |      |    |
|              |     |      |    |
|              |     |      |    |
|              |     |      |    |
|              |     |      |    |
|              |     |      |    |
|              |     |      |    |
| 小計 (A)       |     |      |    |
| 補助対象経費以外     |     |      |    |
|              |     |      |    |
|              |     |      |    |
| 小計 (B)       |     |      |    |
| 合計 (A) + (B) |     |      |    |

(注) 団体全体の収支ではなく，本企画に係る経費のみ記入してください。

|             |            |
|-------------|------------|
| 予算決定 (予定) 日 | 年 月 日 (予定) |
|-------------|------------|